

ご家族各位

令和2年4月吉日

社会福祉法人 明照会
理事長 善部 修

緊急事態宣言への対応について

平素は、社会福祉法人明照会の介護サービスをご利用頂きありがとうございます。
ます。

2月下旬に緊急対応と致しまして面会の制限等をお願いしておりご不便・ご迷惑をお掛けしております。

4月7日には「緊急事態宣言」が発令され兵庫県からも新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針が出されたことにより対象となる当法人の介護サービス事業（デイサービス・ショートステイ・小規模多機能）においても可能な限りご利用の自粛要請等を行うこととし感染拡大の防止・自体終息へ向け努力をしております。特養につきましては、これまで通りご利用頂けますが入居者様への面会制限等はお不便をおかけいたしますが継続させて頂ければと思います。

また、当法人の対応につきましても簡単ではございますがご報告させて頂きます。

全国的に新型コロナウイルス感染者が発生する状況ではありますが、当法人では迅速な対応による利用者、職員の罹患は発生しておりません。

以下、当法人の対応についても厚労省や保健所の助言を通して感染症対策を徹底しておりますことをご報告させて頂きますと共に、100%安全を確約できるものではございませんが、少しでも安心して当法人のサービスをご利用頂ければと思います。

【全施設共有】

- ・全職員の検温、体調管理の確認による勤務
- ・職員家族等での体調不良者が発生した際には確認が済むまで勤務の一時待機の実施
- ・介護サービス時のマスク装着の徹底
- ・1時間ごとの換気の徹底
- ・利用者様が触れる範囲での毎日のアルコール消毒（車内含む）の徹底
- ・外部からの面会制限と納入業者等の玄関先での対応の徹底
- ・37.5度以上のご利用者様の受け入れの中止

今後とも、当法人の介護サービス事業の取り組みへのご理解と合わせて感染症対策のご協力をどうぞよろしくお願い致します。

以上